

尼法指第 1054 号
令和 7 年 8 月 27 日

共同生活援助事業所管理者 様

法人指導課長

共同生活援助事業における人員配置基準について（通知）

平素は本市の障害福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

みだしの件につきまして、共同生活援助の世話人及び生活支援員（以下「世話人等」という。）の配置について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号）において、「指定共同生活援助事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間及び深夜の時間帯を設定するものとし、当該夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保するものとする」とされております。

しかしながら、今般、運営指導等の中で世話人等の勤務時間に夜間及び深夜の時間帯の勤務時間を含めている事業所が散見されましたので、改めて各事業所において人員配置をご確認ください。

また、人員配置体制加算については、人員基準上配置すべき世話人等の人数に加え、利用者数に応じて、特定従業者数換算方法（※）により算出した一定数の世話人等を加配した場合に算定できますが、当該加算も同様に、夜間及び深夜の時間帯以外の勤務時間が対象となるため、あわせてご確認をお願いします。

なお、人員配置基準や人員配置体制加算の要件を満たしていない場合は、速やかにその旨を届出いただきますようお願いします。また、運営指導等で誤った配置や届出をしていることを確認した場合は、指導の対象となり、過誤調整を求めることとなりますのでご注意ください。

※ 特定従業者数換算方法：基準上配置すべき世話人等及び人員配置体制加算の算定にあたり加配すべき世話人等の勤務延べ時間数をそれぞれ「40 時間」で除することにより、当該加算の算定にあたっての従業者数の員数に換算する方法

担当：福祉局 法人指導課 障害事業所指定担当
TEL：06-6489-6522
FAX：06-6482-3512